

給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

※右は市町村記入欄

岩手県 釜石市長様		所在地											特別徴収義務者番号				
年 月 日提出		氏名 (名称)	印										連絡先の氏名及び 所属課、係名並びに 電話番号	課 係 氏名 (電話番号)			
		個人番号 又は法人番号															
給与所得者		(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴 収税額の徴収	退職時までの 給与支払額									
整理番号	氏名	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)													
個人番号		円	6月から 月まで	円	円	円											
1月1日現在住所					年	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 死亡退職 5. その他	1. 特別徴収の 継続 2. 一括徴収 (月)	円									
給与の支払を受け なくなった後の住所					月	(理由)	3. 普通徴収 (理由)	円									
新しい勤務先の 名称及び所在地 並びに電話番号	(電話番号)	新しい勤務先へは 月割額 円を 月分から納入するよう連絡済です。			日			円									

◎ 給与の支払いを受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記入して下さい。

一括徴収の理由	徴収予定			※市町村記入欄
1. 異動が 年12月31日まで で、申出があったため (月 日申出)	徴収予定 月 日	徴収予定額	合計 (上記①と同額)	
	月 日	円	円	
2. 異動が 年1月1日以後 で、特別徴収の継続の希望が ないため	月 日	円	円	
異動者印	月 日	円	円	

記入のしかた

- この届出書は給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書と特別徴収にかかると給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。
・給与支払報告書にかかる異動届出書は4月1日現在において退職、転勤等、異動があったものを4月10日までに提出してください。
・特別徴収にかかると異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- ①「特別徴収」とは事業主が、給与から天引きして納入する方法。
②「一括徴収」とは特別徴収している者について退職等の際に翌年5月分までの未徴収税額を事業主がまとめて一度に徴収し納入する方法。
③「普通徴収」とは①と②に該当しない方法で個人が直接納付書で納付する方法をいいます。
- 翌年1月1日以降退職する者に未徴収税額がある場合は一括徴収することが義務づけられています。
- マイナンバー（個人番号及び法人番号）の記載は、平成29年1月1日以後に給与の支払を受けなくなった者の届出分から義務づけられています。